

祭神 大年御祖神 惶根神
相殿 建南方命 事代主命 素戔嗚命

社傳に據れば、崇神天皇御宇勅祭せられしが、後天慶三年經基再び造營すと、惣國風土記殘缺に「武藏國多摩郡虎柏神社、圭田七十三束、所祭大歲御祖神也、崇峻天皇二年乙酉八月、始祭事有」と見ゆ、祭神につき特選神名帳に「今按、社傳祭神大歲御祖命トアルハ、總國風土記ノ說ナレバ、從ガタシ、又武藏演露ニ素戔嗚尊トアレド明證ナシ云々」と姑く附して、參考に備ふ、相殿諏訪神社は、天慶年間源經基の創祀ありしを、天正十八年木村常陸介淺野彈正少弼當社の由來を記し、諏訪上下の神を祭るといふ、

然るに式内虎柏神社につき、新編武藏風土記稿は左の如く述べたり、云く、

「諏訪明神社、虎柏神社、高峯神社を相殿に祭る、諏訪明神社領三石の御朱印を附せらる、社傳に延喜式の内虎柏神社は當社の事にして、祭神進雄尊なりと云ふ、いつの頃よりか諏訪明神を以て通稱とし、虎柏の名は古名とのみ心得、并せて二神鎮座の由來をも失へり、今小曾木郷の總社とす、云々」

然るに同郡佐須村にも亦虎柏神社といふ社ありて、之も式内なりと稱し、其何れか定かならざる由を云へり即ち武藏地名考、四神地名録、山吹日記、神祇志料も佐須村の社を以て式内なりとなし、神社叢録は地名記を引きて根留布村の社はなりとなす、姑く記して後考を俟つ、明治六年十一月郷社に列せらる。

社殿は本殿、拜殿及神門、水屋等をも具へ、境内二千二百九坪(官有地第一種)あり。
境内神社 高峯山神社 稻荷神社 藤原神社

例祭日 八月二十八日
會計法適用 明治四十一年十一月二十六日
指定年月日 告示第二百十八號

神饌幣帛料供進 明治四十年五月八日
指定年月日 告示第七十六號
氏子戸數 二十三戸
崇敬者員數

○東京府武藏國西多摩郡三田村大字澤井上分字惣岡山

郷社 青渭神社

祭神 大國主命

社傳に據れば創立年代詳ならずと雖、式内社にして一に惣國明神と稱す、鎮座の山は惣嶽山一に崇と號し、樹木鬱葱たる嶮山にして、昔時は古木森々として極めて好適なる社地なりしが、往年社殿祝祀の災に罹り今所に殘林を存するのみ、社前に靈泉あり、傳へ曰ふ、眞名井又は青渭ノ井と稱するものにして、社號の起原亦此に存すと、即ち崇神天皇の朝神地神屋を賜はり、延喜の神名帳に載せられし以來國主庶衆の崇敬を集め、天慶年間源經基社殿を再建し神地を加附す、降つて慶長八年又祝融の災に遭ひ社殿燒失し、神寶舊記多く烏有に歸す、因て寛永十六年村民相議して再建す、寛永八年徳川氏の代官曾根五郎左衛門本村檢地の際山林一町五反餘を、後更に境内六反五畝餘歩を免租せらる、延寶元年十一月社殿復炎上す、寛政十一年代官伊奈某の時式内社と定む、文化三年二月又々火災にあひ、社殿を始め社記古文書類悉く灰燼と爲る、天保年間再建、稍舊觀に復するを得たりといふ、明治六年十二月郷社に列し、以て今日に至る、社殿は本殿、拜殿、幣殿及華表等を具